

3 地域中小企業の経営基盤の強化

(1) 経営革新等支援機関としての中小企業支援

本会は、平成24年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関として昨年11月に第1号として認定されました。

中小企業の振興を図るためには、生産性の向上や新製品開発等の経営力強化が極めて重要であるとの認識のもと、他の商工団体との連携を深めながら、国等の事業を活用しながら、中小企業の支援を強化していきます。

小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

全国及び地域の支援ネットワークと連携し、中小企業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、専門家派遣を実施するほか、地域の支援機関と連携した総合的な支援を推進します。

(2) 新たな事業活動への支援

新事業活動促進法に基づく、新連携、農商工連携、地域資源活用等の事業の推進を図り、中小企業の抱える経営課題に对应していきます。

① 連携事業の支援

異分野の中小企業同士が技術・ノウハウ等の「強み」を有効に組み合わせ、高付加価値の製品・サービスを創出する取り組みの事業化について支援を行います。

② 農商工連携への支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際の支援を行います。

③ 地域資源活用支援

中小企業者が、県内にある優れた地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した新事業を創出する中小企業並びに中小企業組合に対して支援を行います。

(3) 中小商業・サービス業等の活性化支援

商店街等中小商業は地域コミュニティの核となる存在であり、地域経済活力の源の一つであります。中小商業については、「地域商店街活性化法」に基づく新たな支援策が講じられ、また、まちづくり三法の下で、市町村における中心市街地活性化基本計画の策定と計画に沿ったまちづくりが進められています。

本会では、これらに基づく支援策や基本計画を踏まえて（株）全国商店街支援センターの事業等も活用して商店街組合等が実施する商業活性化のための事業を支援します。

(4) 環境問題等への取り組みに対する支援

震災以降、節電・省エネ等環境に関する中小企業の意識は非常に高まっております。また、今後のエネルギー戦略として再生可能エネルギーの活用が脚光を浴びており、新たなビジネスチャンスとも考えられます。

これらの省エネ・環境問題等への対応については、中小企業個々での対応よりも中小企業組合をはじめとする中小企業連携組織を通じて対応することが有効であることが多く、本会では、これら組合及び中小企業連携の環境問題等への対応取組みに対し、支援を行います。

(5) 雇用・労働関係事業の推進、産業人教育問題への関与

本会は、若者の職業意識やキャリア教育、産業人育成のための教育の充実や就職支援及び若年者の職場定着等の推進を図るため、雇用・労働対策面における施策としての厚生労働省関係の委託事業「若者就職支援センター事業」、「地域若者サポートステーション事業」等を活用することにより、雇用・労働対策事業を推進していきます。

4 中央会のコーディネート機能の強化

今後の組合や中小企業支援については、現在の経営資源を分析し、課題解決のための新たな事業やその仕組みを構築するため、内部の経営資源の組み合わせや外部機関や専門家との連携をサポートするコーディネート機能が求められています。

コーディネート機能の強化については、それに携わる指導員の資質向上のための研修を体系化・計画化し、創造性や提案能力の高い指導員を育成、中小企業や中小企業連携組織の関係者からの要請に応えられる態勢づくりを構築していきます。